

## 【実態把握資料の利用について】

実態把握は、子どもの学習や行動のつまずきに早期に気付き、適切な支援をすることを目的としている。発達障害の判断は教員が行うものではなく、専門家が行うものであることに十分注意する必要がある。(特にADHD、高機能自閉症、アスペルガー症候群の診断は、専門家の中でも、医師が行うものである。)しかし、判断や診断がおりていないからと、手をこまねいて支援を先送りするのではなく、実態把握に基づいて早期に適切な対応をすることが大切である。

### 〔発達障害についての実態把握の方法及び手続き〕

#### 1 1次チェック、2次チェック

##### (1) 幼稚園・小学校：学習や行動についての実態把握【1次チェック】【2次チェック】

学級担任による主観的評価である。

1次チェックで項目にチェックがついた場合、2次チェックを実施する。

##### (2) 中学校：学習や行動についての実態把握（中学校用）【1次チェック】【2次チェック】

1次チェックは学級担任による主観的評価である。

1次チェックで項目にチェックがついた場合、2次チェックを実施する。

2次チェックは、「聞く、話す、読む、書く」は国語科担当、「計算する、推論する」は数学科担当、「英語」は英語科担任、「運動」は技能教科担任（保健体育、技術家庭、音楽、美術）、と回覧し、最後に学級担任が「感覚・対人関係・コミュニケーション・こだわり・不注意・多動・衝動性」を含め全領域・項目をチェックする。

##### (3) 高等学校：学習や行動についての実態把握（高等学校等用）【1次チェック】

高等学校用のチェックリストは、段階を踏んでのチェックはなく、1次チェックに詳細な項目を設けている。HR担任や各教科の担任が、何らかの課題があると思われる生徒について、関係の項目をチェックする。

#### 2 3次チェック＜小学校のみ＞

2次チェックでさらにくわしく「国語」「算数」について調べる必要がある場合に、3次チェックを学級担任が実施する。

#### 3 学習と行動の実態把握（記入用）

学校場面での具体的な学習や行動の様子を学級担任が記入する。中学校、高等学校の場合、各教科担当と情報交換をして記入する。